

## 令和2年個人情報保護法改正

弁護士 沢崎 敦一 / 弁護士 村上 遼

令和2年6月5日、個人情報保護法の改正案が国会で成立した。今回の改正は、平成29年5月30日から全面施行されている平成27年改正法の規定に設けられた3年ごとの法制度の見直しに対応するものであり、個人情報により特定される本人の権利の保護及び個人情報保護委員会による監督・執行を強化するとともに、社会におけるデータの利活用を促進するための制度改正が行われている。改正法の施行日は、改正法が公布された令和2年6月12日から2年以内の範囲で今後定められるが、本ニュースレターでは、改正法の内容と施行日まで必要となる対応について解説する。

### 1. 令和2年個人情報保護法改正の概要

令和2年6月5日、第201回通常国会において、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案が可決され、12日に公布された。改正法の施行は、一部の規定を除き、公布後2年以内で政令で定める日とされている。この改正法は、平成27年改正法(平成29年5月30日全面施行)の附則12条において、改正法の施行後3年ごとに、「個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」(同3項)などとされていることに対応するものである。

今般成立した改正法の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 個人情報<sup>1</sup>の適正な取り扱いに関する個人情報取扱事業者<sup>2</sup>の一般的義務の強化
  - ・不適正な利用の禁止の明文化
  - ・一部漏えい等の報告・通知の義務化
- (2) 保有個人データ<sup>3</sup>に関する本人の権利の強化
  - ・請求者に対する保有個人データの開示方法の指定権の付与

<sup>1</sup> 生存する個人に関する情報であつて、それ自体で、若しくは他の情報との容易な照合により特定の個人を識別できるもの、又は個人番号、旅券番号、住民票コード、DNA情報などの個人識別符号を含むもの(現行法2条1項、改正法2条1項)

<sup>2</sup> 個人情報データベース等を事業の用に供している事業者(現行法2条5項、改正法2条5項)

<sup>3</sup> 個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供の権限を有するもの(改正法2条7項)

- ・漏えい等が生じた場合その他「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の利用停止等の請求権の創設
  - ・保有個人データの定義の見直し
  - ・保有個人データに関する要公表事項の追加
- (3) 個人データ<sup>4</sup>の第三者への提供に関する本人の利益保護の強化
- ・いわゆるオプトアウト方式により第三者提供を行う際の届出事項の追加
  - ・不適正な取得が行われた個人データ及びオプトアウト方式により提供された個人データをオプトアウト方式により第三者提供することの禁止
  - ・外国にある第三者へ提供する際の本人に対する外国の制度情報等の提供義務の創設
  - ・受領者側でのみ個人データとなる情報を提供する場合における提供者による確認・記録義務の創設
  - ・本人による第三者提供の記録の開示請求権の創設
  - ・共同利用を行う際の事前開示項目の追加
- (4) 「仮名加工情報」概念の新設と関連規定の整備
- 他の情報と照合しなければ個人を識別できないような措置を施した情報を「仮名加工情報」と定義し、これを取り扱う事業者の義務を定めつつ、(個人データに該当する場合であっても)開示や利用停止等に対応する義務の対象外とする。
- (5) 域外適用の範囲の拡大
- これまで域外適用の対象となる規定は一定の規定に限定されていたが、それを個人情報保護法全体に拡大する。域外適用の対象範囲・事業者も、広く日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人に関連する情報を取り扱う場合に拡大する。
- (6) 執行・罰則の強化
- 個人情報保護委員会の命令に違反した事業者を公表することができる旨の規定を導入する。また、個人情報保護委員会の命令違反又は不正な利益を図る目的での個人情報データベース等の提供・盗用について、法人の罰金刑の上限を1億円に引き上げるほか、刑事罰を強化する。
- (7) その他
- 認定個人情報保護団体に関する規定の改正、個人情報保護委員会による報告要求、勧告、命令などに関する送達の規定の創設など。

## 2. 改正法の解説と実務への影響

### (1) 個人情報の適正な取り扱いに関する個人情報取扱事業者の一般的義務の強化

#### 不適正な利用の禁止の明文化

改正法は、個人情報取扱事業者に対する一般的な義務として、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」との規定を新設した(改正法16条の2)。

これについて、個人情報保護委員会が公表した制度改正大綱(個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(令和元年12月13日。以下「制度改正大綱」)16頁)においては、現行法上違法とまではいえないものの、「適正」とは認めがたい方法による個人情報の利用が行われている実態があり、そのような利用も禁止されることを明確化する、と説明されている。すなわち、改正法の施行後は、個人の権利利益の侵害につながるような「適正」でない利用は、これまで個人情報保護法の

<sup>4</sup> 個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したデータベース等(「個人情報データベース等」)を構成する個人情報(改正法2条6項)

明文規定に抵触しなかった行為も含めて、禁じられることとなる。事業者においてはより一層、その役員・従業員による個人情報の社会的に適正な利用の確保が求められることとなろう。

### 一部漏えい等の報告・通知の義務化

また、改正法は、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす一定の漏えい、滅失、毀損等の事案について、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化した(改正法 22 条の 2)。

これまで、漏えい等事案の報告・通知については個人情報保護法上の明文の規定を欠いており、個人情報保護委員会の告示(「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」)において、速やかに個人情報保護委員会に「報告するよう努める」とともに、事態を本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが「望ましい」とされていたところである(なお、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいては、「監督当局等に直ちに報告することとする」「本人に速やかに…事実関係等の通知等を行うこととする」というように、より踏み込んだ記載がなされていた)。

改正法の施行後は、少なくとも漏えい等事案の一部について、報告・通知が法律上の義務として位置づけられ、これに違反した場合は、個人情報保護委員会による是正勧告・命令等の対象となる。具体的な対象や通知・報告の方法は個人情報保護委員会規則及びガイドラインの関連規定の整備を待つ必要があるが、対象としては、一定数以上の漏えいや、要配慮個人情報<sup>5</sup>の漏えい等が想定されており、その方法については、一定事項に関する速報と原因や再発防止策等を含めた確報を求める運用が想定されている(制度改正大綱 15 頁)。

### 改正法への対応

事業者においては、その内部規程において、現行法及び現行のガイドラインを前提とした漏えい等事案の把握・報告・本人への連絡のフローを定めている例が多いと思われるが、改正法の施行までに、改正法及び個人情報保護委員会規則の内容に即した内部規程の改定等の対応が必要となる。

## (2) 保有個人データに関する本人の権利の強化

### 請求者に対する保有個人データの開示方法の指定権の付与

保有個人データの開示請求については、現行法では、書面によることが原則とされ、請求者と合意した方法がある場合はそれによるとされている(現行法 28 条 2 項及び施行令 9 条)。改正法では、開示方法のデジタル化の促進という観点から(制度改正大綱 9～10 頁)、請求者が個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができるとし、一次的には請求者に方法の指定権を与えるとともに、それによって費用等の事情から困難な場合には書面の交付とするよう改めた(改正法 28 条 1 項及び 2 項)。

### 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等の請求権の創設

次に、改正法においては、本人が個人データの利用停止又は消去を求めることができる事由として、①今般新設された不適正な利用の禁止の規定(改正法 16 条の 2)に違反する場合、②保有個人データを利用する必要性が消失した場合、③漏えい等事案が生じた場合、④「その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」が追加された(改正法 29 条 1 項及び 5 項)。これまで、利用停止等の請求ができるのは、保有個人データが目的外利用されていた場合と、適正に取得されていない場合に限定されていたが、改正法はこれを拡大するものである。特

<sup>5</sup> 疾病の情報や逮捕歴・前歴など機微性が高いものとして政令で指定された情報(現行法 2 条 3 項、改正法 2 条 3 項)

に④については、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」という抽象的な文言が採用されており、今後ガイドラインにおいて具体例が示される可能性はあるものの、事業者においては、問題となっている事例がこの要件に該当するか否かという法的な判断が求められることになる。

### 改正法への対応

事業者においては、改正法の内容に合わせた内部規程・対応要綱等の改定が必要になるとともに、これまで原則どおり書面による開示をメインとしていた事業者においては、新たに請求者が指定する方法による開示に対応できるよう、対応フローを定めることが必要となる。さらに、現行法のもとにおいても、利用する必要のなくなった個人データについては遅滞なく消去する努力義務が課されており(現行法 19 条)、改正法においてもこの点の変更はないが(改正法 19 条)、②の事由が追加されたことに鑑み、改正法の施行後は、不要な個人データを保有しておくことなく、利用の可能性がなくなった段階で消去する運用がより望まれる。

### 付随するその他の改正

「保有個人データ」の定義についても見直しが行われ、現行法においては 6 か月以内に消去することとなるものがその範囲から除外されていたが(現行法 2 条 7 項、施行令 5 条)、改正法においてこの除外規定が削除された(改正法 2 条 7 項)。事業者においては、これまで開示等の対象でなかった早期に消去される情報について、誤って開示請求等を拒否することのないよう、留意する必要がある。

また、保有個人データに関して個人情報取扱事業者が本人の知り得る状態に置かなければならない事項として、事業者の住所及び法人である場合の代表者が追加され(改正法 27 条 1 項)、さらに政令改正による事項の追加が見込まれている(制度改正大綱 20 頁)。

## (3) 個人データの第三者への提供に関する本人の利益保護の強化

改正法では、個人データを第三者に提供する場面において、本人の利益の保護を強化するための様々な改正がなされている。

### オプトアウトに関する改正(その1)

平成 27 年改正法において、いわゆるオプトアウト方式(本人の同意なく第三者提供を行い、本人の申し出があった場合は提供を中止する方式)による個人データの第三者提供に関して、一定の事項を事前に個人情報保護委員会に届け出るとともに、本人に通知するか、本人の容易に知りうる状態に置くことが義務付けられた(現行法 23 条 2 項)。今回の改正法では、個人情報保護委員会による適切な情報の把握と執行の強化のため(制度改正大綱 13 頁)、この届出・通知等の対象事項として、①提供元の個人情報取扱事業者の氏名・名称・住所及び代表者の氏名、②提供対象となる個人データの取得方法、③その他個人情報保護委員会規則で定める事項が追加された(改正法 23 条 2 項)。

オプトアウト方式による第三者提供を行っている事業者においては、これに応じた通知やウェブサイト等の掲示の修正が必要となると思われる。

### オプトアウトに関する改正(その2)

また、現行法では、オプトアウト方式により提供できない個人データとして、要配慮個人情報が定められているが、改正法では、これに①個人情報保護法上の適正な取得の規定(改正法 17 条 1 項)に違反して取得された個人データ及び②オプトアウト方式により提供を受けた個人データが追加された(改正法 23 条 2 項)。②は、オプトアウト方式により提供された個人データをさらにオプトアウト方式により第三者提供すること

はできないということの意味し、本人の関与しない個人データの転々流通を防止する意義がある。

### 外国の制度情報等の提供義務の創設

次に、平成 27 年改正法において特別の要件が定められた外国にある第三者への個人データの提供について、改正法ではさらに、①本人の同意に基づく提供をしようとする場合に、事前に当該外国における個人情報保護の制度や、第三者が講ずる情報保護措置等の情報を本人に提供しなければならないこととされ、②外国にある第三者が十分な情報保護措置を整備しているものとして、本人の同意なく提供を行える場合であっても、実際に提供を行ったときは、当該第三者における継続的な情報保護措置の実施を確保するために必要な措置を講じるとともに、本人の求めに応じてその情報を提供しなければならないこととされた(改正法 24 条 2 項及び 3 項)。これらの事項に関する詳細は、個人情報保護委員会規則で定められる。

事業者においては、外国にあるグループ会社や業務委託先に個人データを提供する場合には、グループ内の情報管理規程や委託契約において、日本の個人情報保護法に対応するレベルの情報保護措置を講じることを義務付けたうえで、本人の同意なく提供している例が多いと思われる。上記②はこのような場合にも適用されるものであり、事業者においては、例えばグループ情報管理規程や委託契約における監査の規定の見直しや、本人から求めがあった場合の情報提供の処理フローの構築など、改正法及び今後定められる個人情報保護委員会規則への対応が求められることになる。

### 受領者側において個人データとなることが想定される情報の提供に関する義務

次に、提供者側において個人データでないが、受領者側において個人データとなることが想定される情報を提供する場合、提供者において、受領者が情報を取得することにつき本人の同意があること(さらに、提供先が外国にある第三者の場合は、当該外国における個人情報保護の制度や、第三者が講ずる情報保護措置等の情報が本人に提供されていること)を確認し、その記録を作成することが義務付けられた(改正法 26 条の 2)。この前提として、そのような本人の同意を取得することも義務付けられていることになる。

受領者側において個人データとなることが想定される情報に該当する例としては、クッキー等の識別子情報の提供や、DMP(Data Management Platform)と呼ばれるインターネット上のユーザーデータの収集・分析プラットフォームを通じた識別子を含む情報の授受が想定されている(制度改正大綱 23～25 頁)。しかし、これらに限られず、生存する個人に関する情報であって、個人情報・匿名加工情報・仮名加工情報のいずれにも該当しないもの(「個人関連情報」)を容易に検索できるよう体系的に構成したデータベース等(「個人関連情報データベース等」)を事業の用に供している事業者(「個人関連情報取扱事業者」)が、提供先において氏名等と容易に照合可能なため個人データとなることが想定される状況において、そのデータベース等を構成する情報を提供する場合に広く適用される。

現行法においては、受領者側においてのみ個人データとなる情報について、提供者に記録義務が生じるか否かは必ずしも明確ではなく(現行法 25 条)、個人情報保護委員会のガイドラインにおいても明示的な言及はなかった。改正法において、そのような場合にも同意の取得が必要であること、また提供者がその確認義務を負うことが明確化されたことになる。また、通常の個人データの提供の場面では、事業承継、委託、共同利用に伴う提供は「第三者」への提供ではなく、本人の同意を得る必要はないと整理されているが(現行法 23 条 5 項、改正法 23 条 5 項)、新たに設けられたこの制度は、事業承継、委託、共同利用に伴う提供も対象としている点に留意する必要がある。

### 本人による第三者提供の記録の開示請求権の創設

次に、個人情報保護法に基づき作成すべきものとされている、個人データの第三者提供をする際の記録

と、個人データの第三者提供を受ける際の確認の記録が、本人による開示請求権の対象に追加された(改正法 28 条 5 項)。

実際には、この確認・記録義務が生じるのは、本人の同意に基づく第三者提供か、オプトアウト方式に基づく第三者提供が行われた場合であり、委託に伴う提供や共同利用については対象から除外されている。したがって、実務上、記録が作成されていることは必ずしも多くないと思われるが、この義務に基づき記録を作成している事業者にとっては、本人からの開示請求に備え、本人に交付可能な形での記録の整備や、開示請求があった場合の処理フローの構築など、必要な対応を行うことが求められる。

#### 共同利用を行う際の事前開示項目の追加

最後に、個人データの共同利用については、現行法上、①共同利用する旨、②共同利用される個人データの項目、③共同利用者の範囲、④共同利用者の利用目的、⑤個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を事前に本人に通知するか、本人の容易に知りうる状態に置くことにより、これを可能とする規定が置かれている(現行法 23 条 5 項 3 号)。この仕組み自体に変更はないが、改正法は、この通知等を要する事項として、⑥個人データの管理について責任を有する者の住所と、⑦それが法人である場合にはその代表者の氏名を追加した(改正法 23 条 5 項)。

また、現行法では、④又は⑤を変更する場合、事前の通知等が求められていたが(なお、①～③は事後の変更はできず、新たに通知等を行ったうえで共同利用を開始する必要があると解されていた。)、改正法においては、④及び⑤の責任者自体の変更の場合は事前に、⑤のうち責任者の氏名・名称の変更(商号変更等)、⑥及び⑦については遅滞なく、通知等を行うことと改められた(改正法 23 条 6 項)。

事業者においては、提携先と共同で事業やマーケティングを行う際などに、上記①～⑤の項目をプライバシーポリシー等において公表し、共同利用を実施している場合も多いと思われる。やや形式的な点となるが、通知等を要する項目の追加に伴い、プライバシーポリシー等をアップデートすることが必要となる。

### (4) 「仮名加工情報」概念の新設と関連規定の整備

#### 意義

改正法は、「仮名加工情報」の定義を新設するとともに(改正法 2 条 9 項)、これに関連する規定を新たに創設した(改正法 2 条 10 項、35 条の 2、35 条の 3)。これは、「仮名加工情報」についてその適正な取扱いのための規制を課す代わりに、個人情報・個人データに該当する場合であっても、利用目的の変更の範囲の制限(改正法 15 条 2 項)、漏えい等の報告(改正法 22 条の 2)、開示請求等(改正法 27 条～34 条)の対象外とし、企業の内部分析を主眼に、その円滑な利活用を促進しようとするものである。これに類似のものとして、既に平成 27 年改正法において「匿名加工情報」に関する一連の規定が導入されているが、匿名加工情報は個人の識別が不可能な程度に加工をすることを要するのに対し、「仮名加工情報」は他の情報と照合すれば個人の特定が可能な程度の加工で済むという点で、より簡便な方法により作成でき、かつ、既に安全管理措置の一環としてこのような措置を施して情報を管理している企業も存在するものと思われる。企業の国際競争力の向上という観点からも、そういったデータの活用が期待されているものである(制度改正大綱 21～22 頁)。

#### 「仮名加工情報」等の定義

「仮名加工情報」は、①個人識別符号を含む個人情報については、その全部を削除するか、復号できる規則性を有しない方法で置き換えることにより、②それ以外の個人情報については、その一部(氏名等)を削除するか、復号できる規則性を有しない方法で置き換えることにより、他の情報と照合しない限り特定の

個人を識別することができないように個人情報を加工して得られた情報と定義されている(改正法 2 条 9 項)。この定義は「匿名加工情報」の定義と類似するが、「匿名加工情報」は特定の個人を識別することができない状態に至ったものであるのに対し、「仮名加工情報」は、他の情報と照合すれば特定の個人を識別することができるという点で、両者は相容れないものである。また、「仮名加工情報」は、特定の個人を識別するために他の情報と容易に照合することができる場合は、なお「個人情報」にも該当し、照合が可能ではあるが容易ではない場合は、「個人情報」ではない「仮名加工情報」ということになる(なお、「匿名加工情報」は、定義上、個人を識別することができない状態に至ったものであるから、「個人情報」には該当しない。)

仮名加工情報を検索可能に体系的に構成したデータベース等が、「仮名加工情報データベース等」、仮名加工情報データベース等を事業の用に供する者が、「仮名加工情報取扱事業者」である(改正法 2 条 10 項)。

### 仮名加工情報に関する義務

個人情報取扱事業者が仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報を作成するときは、個人情報保護委員会規則で定める方法に従ってこれを行い、かつ、削除・加工した情報の漏えいを防止するために、同規則に従い必要な措置を講じなければならない(改正法 35 条の 2 第 1 項、第 2 項)。

個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除き、個人情報にも該当する仮名加工情報の目的外利用をしてはならない(改正法 35 条の 2 第 3 項)。

また、法令に基づく場合を除き、個人データに該当するかどうかを問わず仮名加工情報を第三者に提供してはならない(なお、委託に伴う提供、事業承継に伴う提供及び共同利用は可能である。)(改正法 35 条の 2 第 6 項、35 条の 3 第 1 項、第 2 項)。以下に述べるとおり、仮名加工情報から本人を再識別することは禁止されており、本人の同意をとって第三者に提供することもできないとされている。

仮名加工情報取扱事業者は、本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することが禁じられる(改正法 35 条の 2 第 7 項、35 条の 3 第 3 項)。仮名加工情報は、定義上、他の情報と照合すれば個人の識別が可能なものであるが、実際にはその照合は禁じられていることに留意する必要がある。また、仮名加工情報に含まれる連絡先情報等を、電話、郵便・信書便・ファックス・電報等の送信、又は住居の訪問のために利用することは禁じられる(改正法 35 条の 2 第 8 項、35 条の 3 第 3 項)。これらの規定から分かるとおり、仮名加工情報は、個人を特定して使用することを想定したものではなく、会社内部における統計的な市場調査、消費者の動向調査など、ビッグデータとしての活用を念頭に置いたものである。

### 個人情報等に関する一定の義務の免除

これらの義務を前提に、仮名加工情報については、それが個人情報、個人データ又は保有個人データに該当する場合であっても、利用目的の変更範囲の制限(改正法 15 条 2 項)、漏えい等事案の報告・通知(改正法 22 条の 2)及び開示請求等(改正法 27 条から 34 条まで)の対象とはならないとされている。

これまで、安全管理措置の一環としてマスキングをしたものの、個人情報保護委員会規則に定める匿名加工情報の作成基準を満たさない情報については、匿名加工情報とは扱われず(個人情報保護委員会『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A』(令和元年 11 月 12 日最終更新)Q11-4-2)、他の情報と照合することにより容易に個人が識別できる場合は、引き続き個人データとして開示請求等の対象となっていた。改正法においては、このようなデータのうち仮名加工情報の定義を満たすものについて、事業者の負担を軽減し、より柔軟な利活用を促進する意図がある。

なお、利用目的の特定(改正法 15 条 1 項)及び利用目的の通知・公表(改正法 18 条)の規定は、個人情報たる仮名加工情報について、引き続き適用される。

## 改正法への対応

事業者においては、現行法における個人情報・匿名加工情報の区分を前提に、その内部規程等において、取扱いの要領や注意事項・遵守事項を定めている例が多いと思われる。改正法の施行後、事業者において仮名加工情報の利用が想定される場合には、新たに仮名加工情報の取扱いに関する規定の追加を行うとともに、改正法の規制体系について、従業員に対する十分な教育が必要になるとと思われる。また、仮名加工情報の作成・保管に際しては、個人情報保護委員会規則に従ってこれを行うことが求められていることから、同規則の制定を待って、適切な業務のフローを検討する必要があると考えられる。

### (5) 域外適用の範囲の拡大

平成 27 年改正法で導入された域外適用の規定は、個人情報の利用目的、個人データの安全管理措置、第三者提供(受領者の確認・記録義務を除く。)、保有個人データに関する事項の公表・開示請求等、匿名加工情報の作成、個人情報保護委員会による助言・指導及び勧告(報告要求・立入検査及び命令は除かれている。)に関する規定が、「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合」に適用される、とするものであった(現行法 75 条)。今回の改正法では、域外適用の対象規定が個人情報保護法全体に拡大され、かつ、その適用場面も、「個人情報取扱事業者等<sup>6</sup>、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合」と拡大された(改正法 75 条)。具体的には、個人情報が国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して「取得」されたとの要件が削除され、取得時の関連性にかかわらず、広く国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人情報等を取り扱う場合であれば、対象に含まれることとなった。また、個人情報でない個人関連情報も、それが個人情報として第三者により取得されることが想定されるものであれば、対象に含まれることになった。加えて、執行の観点からは、新たに個人情報保護委員会による報告要求・立入検査及び命令の規定が域外適用可能となったことが重要である。

実際の執行がどの程度行われるかは、改正法施行後の個人情報保護委員会の運用を注視する必要があるが、個人情報により特定される本人が日本国内におり、かつ事業者が日本国内でビジネスを行っている場合であれば、外国であっても日本の個人情報保護法制が適用されることとなる。

### (6) 執行・罰則の強化

改正法では、個人情報保護委員会の命令に違反した事業者を公表することができる旨の規定が導入された(改正法 42 条 4 項)。個人情報保護委員会のアクションには、助言・指導、勧告、命令と段階があり、命令は罰則に担保された最も強力なものである(改正法 41 条、42 条。なお、これ以外に、罰則により担保された報告要求・立入検査がある。)。公表という社会的な制裁がありうることを正面から規定することで、個人情報保護委員会の執行力が強化されることになる。

また、刑事罰については、個人情報保護委員会の命令違反の罪の懲役刑の上限が 6 か月から 1 年に、

<sup>6</sup> 個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者の総称

罰金刑の上限が 30 万円から 100 万円に引き上げられ(現行法 84 条、改正法 83 条)、現行法において罰金刑の上限が 30 万円とされている報告拒否、虚偽報告の罪は、上限が 50 万円に引き上げられる(現行法 85 条、改正法 85 条)。不正な利益を図る目的で業務上取り扱った個人情報データベースを提供・盗用する罪は、現行法において 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処するとされており、この点に変更はない(現行法 83 条、改正法 84 条)。

現行法においては、法人の代表者又は個人業務主若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者が業務に関して罪を犯した場合について、その個人業務主又は法人にも同様の刑罰を科すとされていたが、このうち、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、個人情報保護委員会の命令違反又は個人情報データベース等の提供・盗用の罪を犯した場合、法人の罰金刑の上限は 1 億円となる(現行法 87 条、改正法 87 条)。経済的な実情に鑑み、十分な制裁の効果を発揮するよう、法人に限定して罰金刑の上限を大幅に引き上げるものである。

なお、課徴金制度は、継続的な検討課題とされ(制度改正大綱 34 頁)、今回の改正では導入されなかった。

## (7) その他

改正法においては、認定個人情報保護団体の認定に際し、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者の特定の部門のみを対象とする団体を認定できるようにする制度が導入される(改正法 47 条 2 項、49 条の 2)。これは、特定の事業のみを対象として活動する団体の専門性を生かし、民間における個人情報保護の取り組みを促進しようとするものである(制度改正大綱 17～18 頁)。また、認定個人情報保護団体の対象事業者が、団体による指導・勧告等の措置にかかわらず団体の個人情報保護指針に従わない場合は、当該対象事業者を対象から除外できることとされた(改正法 51 条 1 項)。

加えて、個人情報保護委員会による報告要求、勧告、命令等に関して、民事訴訟法上の送達の手続きを利用して行う旨の規定が整備された(改正法 58 条の 2 から 58 条の 5)。

## 3. 今後必要となる対応

今回の改正法は、より実務的・技術的な部分が今後制定される個人情報保護委員会規則に委ねられており、必ずしも全貌が明らかになっているとはいえないものの、上記のとおり、事業者における個人情報の取扱実務に相応の影響を及ぼすものである。

事業者においては、改正法により影響を受ける実務上のポイントを洗い出すとともに、早期に内部規程の改定、従業員教育等の必要な措置を講じ、十分な体制をもって改正法の施行を迎えられるよう、準備をすることが望ましいといえよう。個人情報保護委員会から改正法の円滑な施行に向けたロードマップ(案)が公表されており<sup>7</sup>、改正法対応のスケジュールの作成に参考になるとと思われる。

<sup>7</sup> 第 144 回個人情報保護委員会資料「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について」(令和 2 年 6 月 15 日)([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615\\_shiryou1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615_shiryou1.pdf))

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 沢崎 敦一 ([nobuhito.sawasaki@amt-law.com](mailto:nobuhito.sawasaki@amt-law.com))  
弁護士 村上 遼 ([ryo.murakami@amt-law.com](mailto:ryo.murakami@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。